

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月20日

【事業年度】 第59期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

【会社名】 東テク株式会社

【英訳名】 TOTECH CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長尾 克己

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号

【電話番号】 (03) 3242 - 3229

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 中溝 敏郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号

【電話番号】 (03) 3242 - 3229

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 中溝 敏郎

【縦覧に供する場所】 東テク株式会社 大阪支店
(大阪市中央区北浜三丁目7番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年6月30日に提出いたしました第59期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(連結損益計算書関係)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

～ <省略>

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	263	162	-	54	46	6
監査役 (社外監査役を除く。)	11	8	-	1	1	1
社外監査役	7	6	-	-	0	3

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

～ <省略>

(訂正後)

～ <省略>

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	233	143	-	48	42	6
監査役 (社外監査役を除く。)	11	8	-	1	1	1
社外監査役	7	6	-	-	1	3

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

～ <省略>

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【注記事項】

(連結損益計算書関係)

(訂正前)

1 ~ 2 <省略>

3 減損損失

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

<省略>

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

用途	種類	場所	金額 (百万円)
賃貸用不動産	建物及び構築物	東京都 中央区	526
計			526

(経緯)

当該賃貸用不動産については、減損の兆候が認められたため、その認識及び測定を行った結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピング)

管理会計上の区分を基本とし、将来の使用見込みがない遊休資産については個々の資産単位でグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は使用価値により測定しており、割引率は3.1%を採用しております。

(訂正後)

1 ~ 2 <省略>

3 減損損失

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

<省略>

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

用途	種類	場所	金額 (百万円)
賃貸用不動産	建物及び構築物	東京都 中央区	526
計			526

(経緯)

当該賃貸用不動産については、収益性の低下により減損の兆候が認められたため、その認識及び測定を行った結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピング)

管理会計上の区分を基本とし、将来の使用見込みがない遊休資産については個々の資産単位でグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は使用価値により測定しており、割引率は3.1%を採用しております。